

営繕工事における週休2日確保工事に係る工事費の積算について

1 工事費の積算方法等

対象期間の現場閉所の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

- (1) 月単位の4週8休以上 1.04
- (2) 通期の4週8休以上 1.02

2 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に「1 工事費の積算方法」に定める補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）による。執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）ロ、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 改修補正率

3 当初（発注）時の積算

（１）発注者指定型

月単位の４週８休以上又は通期の４週８休以上いずれか指定する方の補正係数により労務費を補正し、工事費を積算する。

（２）受注者希望型

経費の補正は行わず、工事費を積算する。

4 変更（精算）時の積算

変更（精算）時に工事費を積算することを基本とするが、閉所状況を確認でき次第、積算できるものとする。

（１）発注者指定型

イ 月単位の週休２日を指定した場合

現場閉所（現場休息）が、月単位の４週８休に満たないが通期の４週８休を達成している場合は補正係数を１（２）に変更し、４週８休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金のうち労務費補正分を減額変更する。

ロ 通期の週休２日を指定した場合

現場閉所（現場休息）が、４週８休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金のうち労務費補正分を減額変更する。なお、月単位の４週８休を達成した場合は補正係数を１（１）に変更し、請負代金のうち労務費補正分を増額変更する。

（２）受注者希望型

４週８休以上の現場閉所（現場休息）を達成した場合は、現場閉所（現場休息）状況に応じた１

（１）又は（２）の補正係数を労務費に乗じて、増額変更する。

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の4週8休以上		通期の4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」は市場単価及び補正市場単価、「物価資料」は物価資料の掲載価格、「共通」はその両方共通の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工種	摘要※	月単位の4週8休以上		通期の4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び 同軸ケーブル	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルダクト	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置決めケーブル及び 位置決めケーブル用ガイド	1.03	1.20	1.01	1.18
	ケーブルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	ケーブルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルダクト用（壁・床）	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
配線工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.02	1.02	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工種	摘要※	月単位の4週8休		通期の4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパ―類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、排気口、 ダクト等々の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22